

第4期 海洋基本計画 の 概要

(令和5年4月28日 閣議決定)

～ 総合的な海洋の安全保障 と 持続可能な海洋の構築 ～

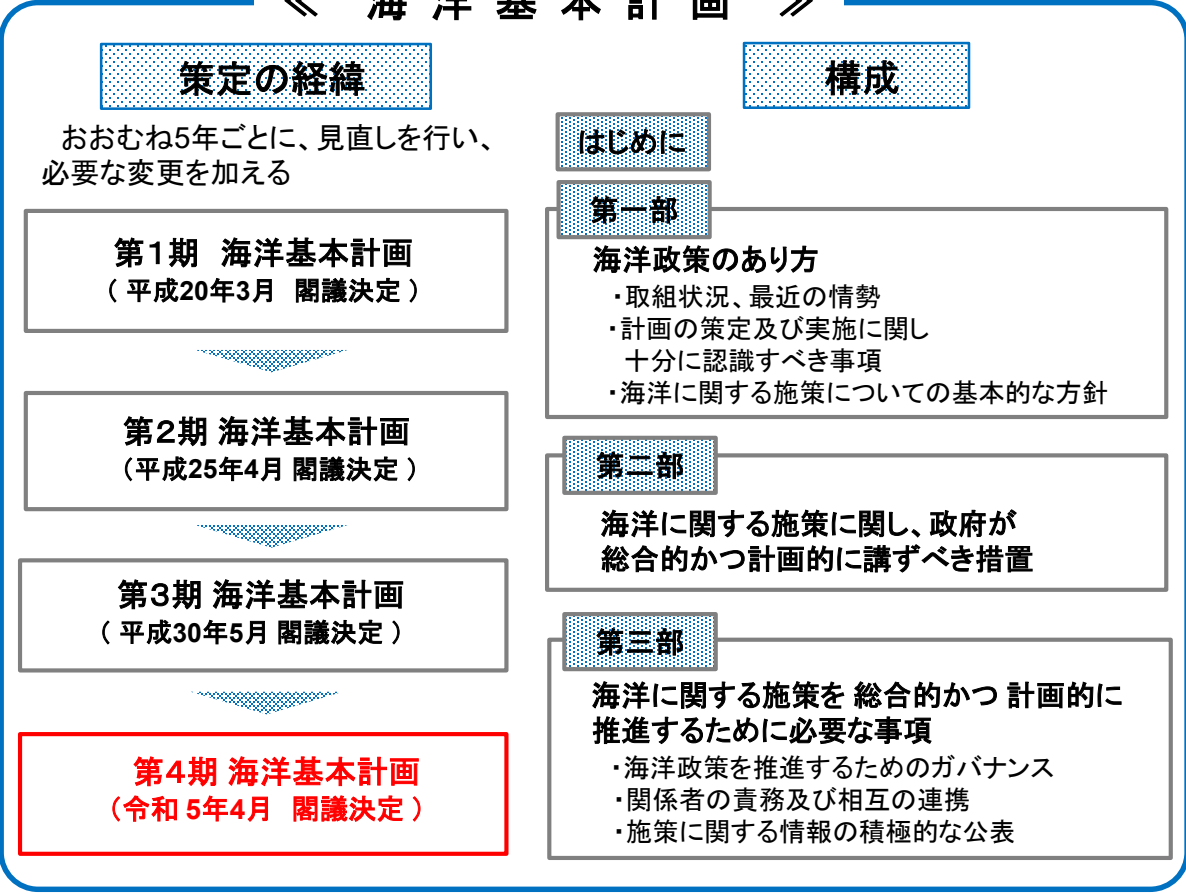
我が国の海洋に関する諸施策は、海洋基本法及び海洋基本計画に基づき、総合的かつ計画的に推進

海洋基本法の成立(平成19年4月20日)

《 推進体制 》



《 海洋基本計画 》



海洋政策を巡る状況の変化への対応

我が国周辺海域を取り巻く情勢は一層厳しさを増し、我が国の海洋に関する国益は、これまでになく深刻な脅威・リスクにさらされている。

カーボンニュートラルの実現、ロシアのウクライナ侵略を発端としたエネルギーの確保、産業構造の転換等、世界全体の経済構造や競争環境に大きな影響を与える変化が生じている。

海洋政策の大きな変革・オーシャントランスフォーメーション・OX(Ocean Transformation)を推進すべき時と認識

海洋の安全保障の強化、海洋資源開発等新たな産業の育成や既存産業の更なる発展、環境関連技術開発、持続可能な開発目標(SDGs)に係る国際的な取組に向けた積極的な貢献 等により、対応を実現。

基本的な方針 ～ 2つの支柱(海洋政策の方向性) と7つの主要施策 ～

I 総合的な海洋の安全保障

国家安全保障戦略等との整合を図りつつ、「海洋の安全保障に関する施策」と「海洋の安全保障に資する側面を有しその強化に貢献する施策」との両者を包含して、政府全体として一体となった取組を引き続き進める。

II 持続可能な海洋の構築

脱炭素社会の実現に向けた取組を進め、その取組を通じて海洋産業の成長につなげる。

国際的な取組を通じて我が国の海洋環境の保全・再生・維持と海洋の持続的な利用・開発を図る。

III 着実に推進すべき主要施策

- (1) 海洋の産業利用の促進
- (2) 科学的知見の充実
- (3) 海洋におけるDXの推進
- (4) 北極政策の推進
- (5) 国際連携・国際協力
- (6) 海洋人材の育成・確保と国民の理解の増進
- (7) 感染症対策

計画の策定及び実施に関し十分に認識すべき事項（海洋政策上の喫緊の課題）

（1）我が国周辺海域をめぐる情勢への対応

- 国際関係において対立と協力の様相が複雑に絡み合う時代において、我が国及びその周辺における有事、一方的な現状変更の試み等の発生を抑止し、法の支配に基づく「開かれ安定した海洋」を強化することが必要。
- 関係機関が連携して防衛力や海上法執行能力等の向上に取り組み、ハード面及びソフト面から、まず我が国自身の努力により、抑止力・対処力を不断に強化することが必要。

（2）気候変動や自然災害への対応

- 地球規模の環境変動、気象災害、巨大地震等不可逆的な地球環境悪化の懸念や生命・身体・財産への自然災害の脅威が増大。
- 事象の予測及び防災・減災の機能の強化並びに脱炭素社会の実現に向けた取組を推進し、国民の安全・安心に貢献することが重要。

（3）国際競争力の強化

- 世界規模での社会経済情勢・国際関係が急激に変化、デジタル技術の進歩により社会制度や組織文化等が大幅に変化。
- 我が国は海洋立国としてその存立と成長の基盤に海洋を活かし続けることができるかどうかの分岐点。
- 国際競争力を強化するため、海洋分野における時代に即した持続的で実効性の高い施策や技術力の向上とその社会実装が急務。

（4）海洋人材の育成・確保

- 少子高齢化による人口減少という量的な課題に加え、産業構造の転換やイノベーションに対応する人材の必要性の高まりという質的な課題が顕著であり、他分野との競合・争奪が発生。
- 海洋に関わる諸活動が我が国の興亡に関わるとの社会認識の醸成が必要。
- 人材育成体制の強化、産学官の関係者が連携して魅力的な環境を提供することが必要。

I 総合的な海洋の安全保障

海洋の安全保障に関する施策と、海洋の安全保障に資する側面を有し海洋の安全保障の強化に貢献する施策との両者を包含して、「総合的な海洋の安全保障」として、政府全体として一体となった取組を引き続き進める。

(1) 海洋の安全保障

ア 我が国の領海等における国益の確保

- 我が国自身の努力による防衛力及び海上法執行能力の強化
- 海上保安庁と自衛隊の連携・協力を不断に強化
- 管轄海域の戦略的・網羅的な海洋調査の実施、宇宙を活用した海洋情報収集体制の強化 等



大型巡視船(イメージ)

イ 国際的な海洋秩序の維持・発展

ウ 海上の安全・安心の確保

- 旅客船の安全対策の徹底 等

エ 海域で発生する自然災害の防災・減災

(2) 海洋の安全保障の強化に貢献する施策

ア 経済安全保障に資する取組の推進

自律性及び不可欠性の重要性にも留意しつつ、フロントローディング※の考え方にに基づき、海洋資源の開発や、海洋科学技術の研究開発等を推進する。

〔※フロントローディング：開発プロセスの初期段階において「負荷を掛ける＝十分な検討を行う」ことで、できる限り早い段階で多くの問題点やリスクを洗い出し、対策を講じる手法。〕

① 海洋資源開発の推進

- ・メタンハイドレート、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、マンガン団塊等の海洋資源の産業化・商業化の促進
- ・第3期SIPにおけるレアアース泥等の技術開発の推進 等

② 海上輸送の確保

- ・日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保 等

③ 海洋産業の国際競争力の強化

- ・造船業など海洋産業のDXの推進とそれを通じた国際競争力の強化 等

④ 海洋科学技術の振興

- ・民生利用・公的利用の両面で活用可能なAUV等の先端技術の育成・活用と社会実装に向けた戦略の策定・実行 等

イ 海洋状況把握(MDA)能力の強化

ウ 国境離島の保全・管理



自律型無人探査機(AUV)

II 持続可能な海洋の構築

脱炭素社会の実現に向けた取組を進め、その取組を通じて海洋産業の成長につなげるとともに、国際的な取組を通じて我が国の海洋環境の保全・再生・維持と海洋の持続的な利用・開発を図る。

(1)カーボンニュートラルへの貢献

ア 脱炭素社会の実現に向けた海洋由来のエネルギーの利用

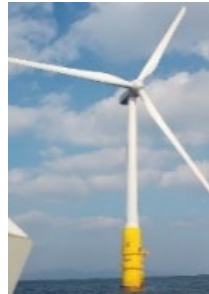
- ・洋上風力発電については、安全保障や環境への影響の観点を中心に十分を考慮しつつ、EEZへの拡大に向け法整備や、国産化に向けた技術開発を推進 等

イ サプライチェーン全体での脱炭素化

- ・カーボンニュートラルポート(CNP)の形成の推進、ゼロエミッション船の開発・導入 等

ウ CO₂の回収・貯留の推進

- ・CCSの事業開始に向け、法整備を含めた事業環境整備の加速化 等



浮体式洋上風力発電
(長崎県五島市沖)

(2)海洋環境の保全・再生・維持

ア SDGs等の国際的イニシアチブを基にした海洋環境の保全

イ 豊かな海づくりの推進

ウ 沿岸域の総合的管理の推進

(3)水産資源の適切な管理

- 科学的知見に基づいた新たな資源管理の推進 等

(4)取組の根拠となる知見の充実・活用

ア 北極・南極を含めた全球観測の実施

- ・全球規模、重点海域での持続的な観測等により気候変動予測を精緻化・高度化

イ 海洋生態系の理解等に関する研究の推進・強化

ウ 世界規模の枠組みへの貢献

- ・国際共同観測による包括的な海洋観測網構築への貢献
- ・海洋データの共有・活用
- ・SDG14の実現に向けた日本モデルの推進(海洋プラスチックごみ対策等)
- ・革新的技術の研究開発の推進 等



「大阪ブルーオーシャンビジョン」が共有された
G20大阪サミット(2019)の様子

Ⅲ 着実に推進すべき7つの主要施策

(1) 海洋の産業利用の促進

- ・海洋資源開発の推進
- ・海上輸送の確保
- ・海洋産業の国際競争力の強化
- ・海洋由来のエネルギーの利用
- ・水産業の成長産業化、漁村の活性化
- ・海洋を使う様々な産業分野の開拓(クルーズ船の寄港拡大等)
- ・離島における経済振興
- ・AUV戦略等の技術開発から社会実装に至るまでの戦略的なビジョンの策定 等

(2) 科学的知見の充実

ア 海洋調査・観測体制の強化

イ 基盤技術、共通技術等による海洋科学技術の振興

- ・研究船、観測システムなどの開発・展開
- ・試験設備等の共通基盤の構築 等

ウ 市民参加型科学の推進

(3) 海洋におけるDXの推進

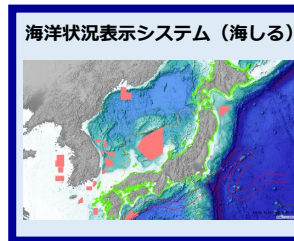
ア 情報インフラ及びデータ解析技術の整備

イ データの共有・利活用の促進

- ・「海しる」機能強化による海洋データ一元化 等

(4) 北極政策の推進

- ・北極域研究船の着実な建造
- ・北極域研究加速プロジェクト(ArCS II)による観測・研究・人材育成の推進 等



北極域研究船の完成イメージ図

(5) 国際連携・国際協力

ア 海における法の支配及び国際ルール形成の主導

- ・国際機関における人的プレゼンスの向上 等

イ 総合的な海洋の安全保障に向けたインド太平洋地域等の諸外国との連携強化

- ・ODA戦略的活用
- ・海上保安政策プログラム(MSP)の拡充 等

ウ 持続可能な海洋の構築に向けた協力強化

- ・SDG14への貢献

(6) 海洋人材の育成・確保と国民の理解の増進

ア 海洋人材の育成・確保

- ① 海洋産業の振興と産業構造の転換への対応
 - ・海洋におけるイノベーションを担う人材の育成 等
- ② 海技者教育・専門家の育成
 - ・産学官の連携による専門人材の育成・確保
 - ・国際法・海洋法の専門家等の育成促進 等
- ③ 海洋におけるDXへの対応
 - ・シミュレーション技術を持つ人材の育成
 - ・データサイエンティストなど他分野から海洋分野への人材参入の推進
 - ・DXと結び付けた海洋産業の魅力向上・発信 等
- ④ 多様な人材の育成と確保

イ 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進

(7) 新型コロナウイルス等の感染症対策

- ・船員へのワクチン接種の弾力的な実施等感染対策の徹底
- ・船内感染者対策に係る国際的なルールの策定の推進への貢献



第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき措置

総合的かつ計画的に講ずべき措置379項目の施策を9つの分野に列挙。担当府省庁を明記。

1. 海洋の安全保障

- (1) 我が国の領海等における国益の確保
- (2) 国際的な海洋秩序の維持・発展
- (3) 海上交通における安全・安心の確保
- (4) 海域で発生する自然災害の防災・減災

2. 海洋状況把握(MDA)の能力強化

- (1) 情報収集体制
- (2) 情報の集約・共有体制
- (3) 国際連携・国際協力

3. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進

- (1) 離島の保全等
- (2) 排他的経済水域等の開発等の推進

4. 海洋環境の保全・再生・維持

- (1) 海洋環境の保全等
- (2) 沿岸域の総合的管理

5. 海洋の産業利用の促進

- (1) 海洋資源の開発及び利用の促進
- (2) カーボンニュートラルへの貢献を通じた国際競争力の強化等
- (3) 海上輸送の確保
- (4) 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

6. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等

- (1) 海洋調査の推進
- (2) 海洋科学技術に関する研究開発の推進等

7. 北極政策の推進

- (1) 研究開発
- (2) 国際協力
- (3) 持続的な利用

8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

- (1) 海洋の秩序形成・発展
- (2) 海洋に関する国際的連携
- (3) 海洋に関する国際協力

9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進

- (1) 海洋立国を支える専門人材の育成と確保
- (2) 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進
- (3) 海洋に関する国民の理解の増進

第3部 海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 海洋政策を推進するためのガバナンス

- 海洋基本計画は、海洋政策のあるべき姿を打ち立てる国家戦略。各府省庁の関連施策に「横ぐし」を刺す機能。
- 海洋基本計画を確実に実行するためには、総合海洋政策本部・総合海洋政策推進事務局が一体となって、政府の司令塔としての機能を十分に果たすことが必要。
- (1)～(4)により、**ガバナンスの更なる強化**に取り組む。

(1) 総合海洋政策本部の機能強化

- ・ 参与会議の識見を十分に得て議論。高い実効性とスピード感をもって諸施策を確実に実現
- ・ 重要施策の推進には、民間事業者や大学・研究機関等との連携をさらに深化

(2) 総合海洋政策推進事務局の機能・体制の強化

- ・ 総合海洋政策本部の実務を担う事務局の総合調整機能、その基盤となる調査機能を一層向上
- ・ 事務局の体制に係る人員・予算を強化

(3) 参与会議の機能の充実

- ・ 必要に応じてプロジェクトチーム等を設置して専門的なテーマについて審議
- ・ 施策の実施状況の継続的なフォローや主要な海洋政策の進捗状況の評価
- ・ 政府が時代に即して柔軟に対応できるよう、重点的に取り組む施策について審議

(4) 各年度に重点的に取り組む施策の明確化

- ・ 効果的・効率的な施策の工程管理
- ・ 主要な海洋政策の進捗状況を代表的な指標(KPI)等を用いて多角的に評価

2 関係者の責務及び相互の連携

政府機関のみならず、地方公共団体、大学・研究機関等、民間事業者、公益団体、国民等の様々な関係者の英知と総力を結集することが極めて重要。

官民、産学官公の様々な連携を図りつつ、それぞれの役割に応じて積極的に取り組むことが重要。

3 施策に関する情報の積極的な公表

(1) 海洋基本計画につき、広く国民に周知されるよう情報提供

(2) 主要な海洋政策の推進状況を適切な方法により公表

(3) 「**海洋レポート**」※を毎年度公表

※ 海洋の状況及び政府が海洋に関して講じた施策を取りまとめた資料



第3期海洋基本計画に基づく我が国の主な取組状況

1 総合的な海洋の安全保障

- (1) 安全保障の取組
 - 防衛体制・海上保安体制・漁業取締体制の強化
 - 「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現に向けた、シーレーン沿岸国等に対する能力構築支援等
 - 知床遊覧船事故(R4)
- (2) 海洋状況把握(MDA)
 - 「能力強化に向けた今後の取組方針」決定(H30)
 - 「海洋状況表示システム(愛称:海しる)」運用開始(H31)
- (3) 国境離島の保全・管理
 - 「有人国境離島法」に基づく交付金制度の運用
 - 「重要土地等調査法」施行(R4)
- (4) 経済安全保障
 - 「経済安全保障推進法」施行(R4)
 - 「経済安全保障重要技術育成プログラム」創設(R3)

2 海洋の産業利用の促進

- (1) 洋上風力発電
 - 「再エネ海域利用法」施行(H31) 促進区域を指定
- (2) 海事産業
 - 「海事産業強化法」施行(R3)
- (3) 海洋資源
 - 第2期SIP(革新的深海資源調査技術)(H30~R4)
 - 「改正鉱業法」成立(R4)
- (4) 水産業
 - 「改正漁業法等」施行(R2)

3 海洋環境の維持・保全

- 海洋保護区の設置(我が国管轄権内水域の13.3%)
- 「プラスチック資源循環戦略」の策定(R1)

4 科学的知見の充実

- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」決定(R3)
- 海洋調査・観測の実施と、データの共有・利活用の推進

5 北極政策

- 北極域研究船の建造に着手(R3)
- 北極科学大臣会合(第3回)の日本開催(R3)

6 国際協力・国際連携

- G20大阪サミット「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」(R1)
- アワオーシャン会議参加
- 太平洋・島サミットの開催

7 人材の育成・国民の理解増進

- 新学習指導要領。小中高で海洋教育の充実(R2~4)
- 「海の日」「海の月間」等を通じた国民の理解増進